

(平成25年1月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額を5万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月 30 日

平成 15 年 4 月に決算賞与が支給された時の厚生年金保険の記録が無い。
賞与から社会保険料も控除されていたと思うので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

金融機関から提出された申立人に係る申立期間の賞与の振込金額が確認できる資料及びA健康保険組合が保管するB社に係る申立人の記録から、申立人は、平成 15 年 4 月 30 日において、賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（5万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与支払額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 2 月 1 日から 19 年 7 月 1 日まで
申立期間について、標準報酬月額の記録は低すぎるので、調査の上、訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する平成 15 年度から 18 年度までの市民税・県民税特別徴収税額通知書（以下「税額通知書」という。）における社会保険料額から推認できる厚生年金保険料控除額及び平成 18 年 1 月から 19 年 6 月までの給与支払明細書並びに事業主が保管する申立人に係る 18 年分及び 19 年分賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、22 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているものの、申立人に係る平成 17 年の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届によると、事業主は、申立人についてオンライン記録どおりの報酬月額を届け出ている上、申立人が所持する

上記税額通知書及び給与支払明細書並びに事業主が保管する賃金台帳において推認又は確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が、申立期間について、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、税額通知書、給与支払明細書及び賃金台帳において確認等できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月31日は15万円、16年7月31日、同年12月25日、17年7月31日及び同年12月25日は10万円、18年7月31日は15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月31日
② 平成16年7月31日
③ 平成16年12月25日
④ 平成17年7月31日
⑤ 平成17年12月25日
⑥ 平成18年7月31日

私は、平成13年7月から18年11月までA社で勤務し、申立期間に係る賞与が支給され、当該賞与からは厚生年金保険料が控除されていた。

しかしながら、国の年金記録には、申立期間に係る賞与の記録が反映されていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

A社の元給与事務担当者は、「給与計算事務はコンピューターで処理をしていたので、従業員に支給した賞与から厚生年金保険料を控除していたと思う。」と回答しているところ、申立人に係る銀行の普通預金元帳により、申立期間において、それぞれ賞与の振込があったことが確認できる上、同社の複数の元従業員が所持する賞与支給明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記普通預金元帳により確認できる賞与振込額から推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年7月31日は15万円、16年7月31日、同年12月25日、17年7月31日及び同年12月25日は10万円、18年7月31日は15万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答を得ることができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与支払額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和40年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月30日から同年7月1日まで

私は、A社に昭和40年4月1日に入社し、平成11年12月末に退職するまでの期間勤務したが、同社C支店から同社D支店に異動した際の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が欠落しているため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提供のあった申立人に係る社員名簿及び申立人に係る雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和40年7月1日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る昭和40年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているが、事業主が資格喪失日を昭和40年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月

私は、はっきり覚えていないが、A社に勤務していた平成 15 年 4 月頃、賞与が支給されていたと思うので、国の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた平成 15 年 4 月頃に賞与が支給されたと思うと主張しているが、同社は、「同年同月に支給された賞与は、前年度の業績に基づく決算賞与であり、全従業員ではなく当社の一部の成績優秀者に対し支給されたものである。申立人は、当社の従業員ではなく、関連会社のB社に所属する従業員であったので、申立期間に賞与は支給していない。」と回答している。

また、C健康保険組合から提出された申立人に係る適用台帳の賞与記録においても、支給記録は確認できない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月 1 日から 46 年 9 月 16 日まで
② 昭和 47 年 1 月 20 日から 48 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 42 年 4 月から 46 年 9 月までの期間はA社に、47 年 1 月から 48 年 6 月までの期間はB社に勤務したが、出産を理由に同社を退職した。

年金記録によると、申立期間①及び②に係る脱退手当金が支給済みとなっているが、受給した記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る脱退手当金裁定請求書によると、申立人の署名、押印、昭和 48 年 9 月 19 日付けの受付印及び脱退手当金が支給されたことを意味する同年 11 月 27 日付けの支払済の印が確認できる上、当該請求書に記載されている住所は、申立人が申立期間当時に住んでいたと供述する住所と一致するなど、記載内容にも不自然な点は見当たらない。

また、申立期間①及び②に係る脱退手当金は、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 48 年 11 月 27 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いという主張のほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年6月30日から32年1月18日まで
② 昭和49年6月1日から54年11月1日まで

私は、昭和26年から32年1月までA事業所で勤務していた。最初の3年間は厚生年金保険に加入していなかったかもしれないが、申立期間①に加入していないとは考えられない。

また、昭和49年6月から54年10月までは、B社で勤務しており、厚生年金保険に加入していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和30年6月に結婚した後も、A事業所に勤務していた。」と主張しているところ、複数の元従業員の証言から、期間は特定できないものの、申立人が、申立期間①頃に、同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が記憶する元同僚は、「私は、昭和31年1月に結婚してA事業所を退職し、退職後は同事業所にアルバイトとして勤務していた。結婚した女性はアルバイトとして勤務する取決めだったと思う。」と証言しているところ、オンライン記録によると、当該元同僚の同事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同年同月30日であることが確認できる。

また、A事業所の複数の元従業員は、「申立期間①における女性の厚生年金保険被保険者は6、7人であった。」と証言しているものの、オンライン記録により、申立期間①において確認できる女性の同被保険者は1人から4人であり、同事業所では女性従業員については、必ずしも勤務した全ての期間に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、

申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立期間①における申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入の有無について確認することができない。

加えて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日は昭和30年6月30日と記載されていることが確認できる上、健康保険証を返却したことを示す証返の押印も確認できる。

2 申立期間②について、元従業員の証言から、期間は特定できないものの、申立人が、B社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社の複数の元従業員は、「同社の勤務時間は1日8時間だった。」と証言しているところ、申立人は、「自身の同社における勤務時間は1日5時間だった。」と供述している上、上記複数の元従業員のうちの一人は、「申立人はパートタイマーだった。」と証言している。

また、B社の事業主は、「申立期間②における資料及び記録は廃棄した。」と回答していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入の有無について確認することができない。

さらに、C市によると、申立人は、申立期間②の全てにおいて、同市の国民健康保険に加入していたことが確認できる。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の氏名は確認できない上、健康保険整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点も見当たらない。

3 このほか、申立人が、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで
申立期間当時の厚生年金保険料に関する資料は何も無いが、私がA社を退職したのは昭和 50 年 1 月 31 日だと思うので、厚生年金保険の資格喪失日を同年 2 月 1 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社の希望退職者の募集に応じ、同社を退職したのは昭和 50 年 1 月 31 日だったと思う。」と主張している。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録によると、申立人のA社における離職日は昭和 50 年 1 月 30 日となっている上、申立人に係る厚生年金基金加入員台帳における資格喪失日はオンライン記録と同日であることが確認できる。

また、申立人が記憶するA社の元同僚二人は、「私も希望退職者の募集に応じ、申立人と同日に退職した。退職日は昭和 50 年 1 月 31 日だと思う。」と証言しているものの、当該元同僚二人の同社における厚生年金保険の資格喪失日及び雇用保険の離職日は申立人の記録と同日であり、保険料控除を確認できる資料を保管していないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認できない。

さらに、A社の申立期間当時の総務課長は、「会社の経営状態が良くない時期で、労働組合と話し合い、昭和 50 年 1 月 30 日付けで退職する者を募集した。」と証言し、同社の申立期間当時の総務課の社員は、「厚生年金保険の手続は正しく行った。申立人の資格喪失日は国の記録どおりである。」とそれぞれ証言している。

加えて、A社は、「当時の資料は全て廃棄済みであり、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等については不明である。」と回答している。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月

私は、A社に平成17年に入社後、営業成績が良かったため、同年7月に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録に反映されていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

金融機関から提出のあった申立人に係る普通預金元帳によると、A社から、平成17年7月11日に給与とは別に24万3,000円が振り込まれていることが確認できる。

しかし、申立人は前述の振込額についての明細書等を所持していない上、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の破産管財人も同社に係る賃金台帳等の資料を保管していないとしていることから、申立人の申立期間に係る賞与の支給の有無及び当該振込額に係る厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人は、「申立期間に賞与が支給されていた。」と主張しているところ、A社における平成17年の賞与の支給は、B健康保険組合からの転籍者を除き、6月と12月の2回であり、7月の支給は確認することができない。

さらに、C市から提出のあった申立人に係る平成18年度(2006年度)市民税・県民税課税回答書により確認できる平成17年分の社会保険料控除額は、オンライン記録により、申立人のA社における厚生年金保険被保険者期間の標準報酬月額に基づき算出した社会保険料控除額とおおむね一致していることから、前述の振込額から保険料は控除されていなかったことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 7 月 11 日から同年 8 月 1 日まで

私は、A職として勤務していたB組合が、平成6年にC社を立ち上げることになったのに伴い、同組合から指示されて同社に転勤した。

ところが、この転勤に伴う平成6年7月11日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。この期間、C社に勤務していたのは間違いなく、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているC社に係る雇用保険被保険者証及び平成12年分給与所得に関する所得税源泉徴収票の記載内容等から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成6年8月1日であることが確認できるところ、同社が保管している申立人に係る新規適用時の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の申立人の資格取得日も同日であることが確認できる。

また、C社は、「申立期間当時の賃金台帳等は保管しておらず、申立人の給与から厚生年金保険料を控除したかどうかについては不明である。」と回答している。

さらに、申立人は、「申立期間にC社に勤務していたのは、私と当時の事業主のみだった。」と供述しているところ、当該元事業主は既に死亡しており、申立期間における厚生年金保険の加入状況等を確認することができない。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。